特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
17	放課後児童健全育成事業に関する事務 基礎項目評 書	価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小野市は、放課後児童健全育成事業に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県小野市長

公表日

令和6年10月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	放課後児童健全育成事業に関する事務					
②事務の概要	児童福祉法に基づき、昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供する事業に関する事務を行う。 ①申請書、申込書、届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者の情報に関する確認 ④利用料減額に関する各種情報の照会 ⑤利用料の滞納整理に関する事務					
③システムの名称	 アフタースクール管理システム 収納消込/滞納管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 汎用オンライン申請システム 					

2. 特定個人情報ファイル名

アフタースクール管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の127の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	(番号): :なし	去に基づく主務	省令第2	国人情報の提供の制限)及び番号法に基づく主務省令第2条の表条の表における情報提供の根拠) 関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わ
②法令上の根拠	:第一様のため	闌(情報照会者 の教育・保育約 実施に関する まに基づく主務)が「市町 合付若しく 事務であ	条の表における情報照会の根拠) 可村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子ども は子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援 って第百五十七条で定めるもの」が含まれる項(155の項) 条の表における情報照会の根拠)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

 請求先
 〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 総務部 総務課 TEL(0794)63-1000(内線529)

 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

 連絡先
 〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 市民福祉部 子育て支援課 TEL(0794)63-1000(内線610)

 9. 規則第9条第2項の適用
 []適用した

 適用した理由
 []適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点					
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		年10月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書]	れ重点項目評価書業	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書			
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入り	手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	を(委託や情報提供ネットワ	ワークシステムを通じ	た提供を除く。)]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去							
	国人情報の漏えい・滅 員リスクへの対策は十	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない							
	ちミスが発生するリスク 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
	判断の根拠	人の手が介在する局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報 が含まれていないかなど、複数人でのチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報を受け渡す際、事前に暗号化した上で、これを確実に実施したことを複数人で確認する。						

9. 監	Č					
実施の	有無	[〇] 自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査	
10. 従	業者に対する教育・	啓発				
従業者	に対する教育・啓発	[十分に行ってい	ర]	1)	〈選択肢>)特に力を入れて行っている)十分に行っている)十分に行っていない	5
11. 最	も優先度が高いと考	えられる対策		[]全項目	評価又は重点項目評価	を実施する
最も優分る対策	先度が高いと考えられ	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 < 選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				通じた提供を除く。) 対策
当該対策は十分か【再掲】 (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている)特に力を入れている)十分である)課題が残されている		
:	判断の根拠	いる。また、併せて端末ア	カウントや共有フ 客室は開庁時間が	フォルダへのアク トは厳重に施錠	実施し、不正なログイン等がでれる。 でセス権限も整理し、適切なされているほか、サーバーが にいよう運用している。	運用を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月25日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長	子育て支援課長 荻野 智三	子育て支援課長 服部 崇子	事後	
平成30年7月26日	5 延価宝施機関における坦	子育て支援課長 服部 崇子	子育て支援課長	事後	
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策	-		事後	
令和3年4月23日	Ⅰ-7 請求先	〒675-1380 兵庫県小野市王子町806番地の1 小野市役所 総務部 総務課 TEL(0794)63-1000(内線529)	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 総務部 総務課 TEL(0794)63-1000(内線529)	事後	
令和3年4月23日	Ⅰ-8 連絡先	〒675-1380 兵庫県小野市王子町806番地の1 小野市役所 市民福祉部 子育て支援課 TEL(0794)63-1000(内線610)	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 市民福祉部 子育て支援課 TEL(0794)63-1000(内線610)	事後	
令和3年9月22日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年12月16日	I-1 ③システムの名称	 7フタースクール管理システム 収納消込/滞納管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 	 アフタースクール管理システム 収納消込/滞納管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 汎用オンライン申請システム 	事後	
令和6年10月1日	Ⅰ-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の94の項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の127の項	事後	
令和6年10月1日	Ⅰ-4 ②法令上の根拠	(放課後児童健全育成事業に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための地域子ども・子育て支援事業	・番号法第19年第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : なし (放課後児童健全育成事業に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (番号法に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : 第二欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子でのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの」が含まれる項(155の項) (番号法に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第157条	事後	